

1 オンライン結合による提供の制限の適用を除外する事項（条例第9条第2項第3号）

システムの名称	提供する個人情報の区分	提供先	オンライン結合により提供する理由又は必要性
佐賀県警察ウェブサイト	逮捕した暴力団員(所属する暴力団の名称、役職、住所、氏名、年齢、逮捕日、逮捕警察署及び内容)	一般公開	多くのインターネット利用者が存在する現代社会において、安全安心情報を発信している県警察ウェブサイトを通じて暴力団員の犯罪に係る情報を提供し、県民に周知することは、暴力団員の犯罪によって生じた県民の不安を解消するとともに、県民の暴力団排除意識の高まりに応えるものであり、県民が安心して暮らすという公益上の要請に資するものである。もっとも、現状において、暴力団員の検挙情報を全て県警察ウェブサイトに掲載することの公益上の必要性までは認められないので、提供される個人情報については暴力団員の逮捕に係る情報に限定されるべきである。